

落とし物にご注意を

改正遺失物法が施行されました

12月10日に改正遺失物法が施行されました。遺失物法は、落とし物や忘れ物の取り扱い方法を定めた法律です。明治32年に制定、最後の改正が昭和33年というとても古い法律です。しかし最後の改正から約50年近く経過しているため、様々な点で今の時代に即してしない部分がありました。そこで内容を大きく見直した改正遺失物法が国会で審議され、昨年平成18年6月に成立しました。

落とし物や忘れ物の取り扱いが変わりました

今回の改正では、落とし物や忘れ物の保管期間がこれまでの6ヶ月から3ヶ月に短縮されました。また携帯電話やクレジットカード等の個人情報が入った落とし物については、個人情報保護等の観点から、例え落とし主が見つからない場合でも、拾った人に所有権が移らないことになりました。ですから道で財布を拾って警察に届けた場合、3ヶ月経てば財布と中身の現金は拾った人が貰えますが、一緒に入っていたカード類は、受け取れないということになります。また今回の改正では、落とし物や忘れ物の情報がインターネットで公表され、各都道府県警のホームページで見られるようになります。

(裏面に続きます)

改正遺失物法の概要

落とし物や忘れ物の保管期間の短縮

6ヶ月 3ヶ月

落とし物や忘れ物の情報をインターネットで公表

各都道府県警のホームページで公開

神奈川県警ホームページ

www.police.pref.kanagawa.jp

携帯電話やカード類など個人情報が入った落とし物や忘れ物は、個人情報保護等の観点から所有権が移転せず
犬や猫等動物愛護法による引取りの対象となった動物については、遺失物法の対象外に
傘や衣類、自転車など大量で、比較的値段が安く、保管にかなりの費用が必要な落とし物・忘れ物は、2週間以内に落とし主が見つからない場合、売却が可能に（保管する警察署長・鉄道・バス会社等）

落とし物や忘れ物をしてしまった時は...

最寄りの警察署又は交番、落とし物や忘れ物をしたと思う施設に問い合わせをするか、警察署や交番に遺失届けを出しましょう。もしくは落とし物をした地域の都道府県警のホームページにアクセスしてみてください。また、落とし物を拾った際は、最寄りの警察署や交番へ届けるか、駅やお店などの施設で拾った場合には、その施設に届けて下さい。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL:045(323)6000 FAX:045(323)2974

E-mail: g00833@shugiin.go.jp <http://www.hachirou.com>